

まちづくり協議会コミュニティすみれ会則

(名称)

第1条 本会は、宝塚市すみれガ丘小学校区まちづくり協議会（以下、コミュニティすみれ）とする。

(目的)

第2条 ころ豊かで楽しく明るいまちづくりを進めるために、すみれガ丘小学校区内の交流を促進し、良好な住環境を目指すことを目的とする。

(活動)

第3条 コミュニティすみれは、第2条の目的を達成するために必要な事業を行う。

(会員)

第4条 コミュニティすみれの会員は、当該地域内に居住する者及び地域内の各団体、事務所、事業所等及びそれに所属するものとする。

(幹事)

第5条 幹事は、原則として構成区域内の自治会、行政関係団体、地域活動団体、企業、自薦及びその他から推薦されたものにより選任される。

(役員)

第6条 役員は、幹事の中から次の役員を選出し役員会を構成する。

代表1名、副代表若干名、会計1名、監査2名、事務局若干名

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。但し、代表の通算限度は4年とする。

(役員任務)

第8条 代表は、コミュニティすみれを代表し会務を統括する。副代表は、代表を補佐し、代表事故ある時はその職務を代行する。

(幹事任務)

第9条 幹事の任務は、次の通りとする。

- ①コミュニティすみれの運営方針の決定に参画すること。
- ②コミュニティすみれの役員を選出すること。
- ③コミュニティすみれの運営方針に基づき、地域住民と共にまちづくり活動を実施すること。

(総会)

第10条 総会は、幹事及び役員によって構成し、代表の招集により毎年4～5月に定期総会を開催する。但し、必要に応じて臨時総会を開くことが出来る。

(会計)

第11条 コミュニティすみれの経理は、寄付金、助成金、及びその他の収入をもって充てる。

(雑則)

第12条 この会則に定めるものの他、コミュニティすみれの運営に必要な規則は、役員会及び幹事会の決議を得てこれを代表が決める。

付則1 この会則は、平成16年5月24日から施行する。

付則2 この会則は、平成21年5月21日から施行する。

付則3 この会則は、平成24年5月25日から施行する。

付則4 この会則は、平成26年5月22日から施行する。